

有価証券運用モニタリング

地域銀行はリスクテイクに見合った実効的な態勢構築を

金融庁 総合政策局審議官
屋敷 利紀

2023 年9月、金融庁は、有価証券運用のリスクテイク規模が大きい地域銀行 20 行程度に対して実施した重点的なモニタリングの結果を取りまとめた「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」を公表した。本稿では、その中で特に強調したいポイントと、今後のモニタリング方針を詳説する。

(次号では、「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート[中間報告]について詳説する)

重点的なモニタリングの実施・モニタリングレポート公表の背景

わが国では平成金融危機を契機に、世界的にはリーマンブラザーズ破綻を発端とした金融危機を契機に、金融機関に対するモニタリングの強化が求められた。本年3月、米国や欧州等で銀行セクターにストレスが発生したことで、金融監督当局によるモニタリングのあり方が再び世界的な論点となっている。

金融システムの安定が、わが国全体として図られるべきであるのは当然だ。同時に、その安定は各地域でも図られる必要がある。金融庁では、わが国全体及び各地域の金融システムと金融秩序の安定を図るため、総合政策局モニタリング部門において、主に3メガバンクをはじめとする大手行のほか、各地域の金融システムや金融秩序に大きな影響を与える中規模以上の地域銀行のうち、有価証券運用のリスクテイク規模が大きい先を業態横断的にモニタリングしている。

このうち、地域銀行については、2021、2022 事務年度にわたり、20 行程度を対象に重点的なモニタリングを実施した。金融庁は、その概要を「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」(以下、「本レポート」)として取りまとめ、2023 年9月に公表した¹。世界的なインフレの昂進等によって、米欧はじめ海外主要中央銀行が超金融緩和政策を巻き戻し、急激に金利を引き上げるなど、市場環境は大きく変化している。こうした中で、本レポートで示した主な論点や把握した事例等は、対象先以外の、特に、有価証券運用のリスクテイク規模が大きい金融機関にとっても参考になるだろう。

¹ 金融庁が 2018 年に公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」では、「実例を類型化した「事例」の公表によって考え方やプリンスプルを補い、透明性を高めていく」ことや、「特定の課題などについて、重点的にモニタリングを行った場合には、ある程度成果がまとまった段階で、必要に応じその結果と今後の課題や着眼点等を公表する」としている。

金融庁の問題意識

金融庁は、市場リスク管理の着眼点や問題意識について、これまでも各業態向けの監督指針や、2018年に公表した「地域銀行有価証券運用モニタリング 中間とりまとめ」、2019年に公表した「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」などを通じて示してきた。本レポートもその延長線上にあると考えてよい。

例えば、「地域銀行有価証券運用モニタリング 中間とりまとめ」においては、有価証券運用における過大なリスクテイクは個別行に対する信認低下のみならず、連鎖的に金融システム全体に対する信認低下をもたらす潜在的なリスクとなり得るとしたうえで、金融庁は、

- ①経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク
- ②リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築
- ③リスクガバナンスの発揮

の大きく3つの問題意識に基づいて地域銀行と対話を深めていくことを通じて、各行が将来にわたって健全性を維持し、わが国金融システムが将来にわたって安定性を維持できるよう努めていくとした。今回の重点的なモニタリングも同一の問題意識に基づいている。

モニタリング結果

重点的なモニタリングの対象先においては、総じて、相応に実効的な運用態勢・リスク管理態勢が構築されているほか、相応にリスクガバナンスが発揮されていることを確認した。例えば、ほとんどの先では、米国等での急激な金利上昇の初期段階において、1線（市場部門）による自律的リスクコントロール、2線（リスク管理部門）によるけん制、経営陣・取締役によるガバナンスが相応に機能していた。実際、私自身が頭取方と直接対話した先もある。頭取方が、環境変化に応じた経営判断や中長期的な人材の確保などに悩みを抱えつつも、有価証券運用態勢や市場リスク管理の高度化に向けて陣頭指揮にあたっておられる実態もわかった。

前回（2016、2017 事務年度）と異なり、今回は対象先を中規模以上の地域銀行に限定したため、一概に比較できないが、有価証券運用態勢、市場リスク管理態勢、リスクガバナンスへの意識は高まっていると感じた。底上げは着実に進んでいる印象だ。

本レポートで特に強調したいポイント

重点的なモニタリングでは、各行の経営環境・規模・特性に留意しつつ、主に次の（1）から（3）の論点に沿って検証した。これらの中でも特に強調したいポイント3点について補足する。

(1) 経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク

一つ目は、地域銀行が有価証券運用でリスクテイクするにあたっては、経営体力・リスクコントロール能力を超えてはならないということだ。

地域銀行は、ストレス時においても各地域で金融仲介機能を十全に発揮することが求められている。そのためには、何より地域銀行が将来にわたって健全性を維持することが必要となる。すなわち、有価証券運用に際しては、まず、経営陣のリーダーシップの下、自らの経営理念等に照らし、その経営戦略上の位置づけ、例えば、金融仲介機能発揮のための経営体力を維持するための主要業務と位置づけるか、あくまで余裕資金の運用業務と位置づけるか等を明確化したうえで、経営体力やリスクコントロール能力の範囲内でリスクテイクする必要がある。

貸出金利息の趨勢的減少を受け、有価証券運用を主要業務と位置づける地域銀行が多くなっていると思う。しかし、今後、貸出利ざやが改善するなどして貸出金利息が増加していけば、有価証券運用の位置づけを見直す先も出てくるだろう。もとより各行の経営判断ではあるが、貸し出しで十分な利益を得られるならば、有価証券運用で無理にリスクを取らない、という選択肢もあるはずだ。

(2) リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築

二つ目は、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築が先決ということだ。繰り返しになるが、リスクテイクが、経営体力・リスクコントロール能力を超えてはならない。

有価証券運用において、1線(市場部門)や2線(リスク管理部門)だけでなく、3線(内部監査部門)や経営陣も重要な役割を担っている。地域銀行においては、持続的な健全性確保やリスク管理高度化の観点から、実効的な態勢の構築に向けた一層の取組が求められよう。

(3) 経営陣主導によるリスクガバナンスの発揮

三つ目は、経営陣が主導してリスクガバナンスを発揮することだ。運用態勢やリスク管理態勢が実効的に機能するためには、それが何より重要となる。

まず、市場部門は、経営体力とリスク量のバランスを踏まえてリスクテイクし、リスクオーナーとして自律的にリスクコントロールすべきだ。そのためには、経営陣が、リスクとリターンの両面から市場部門の業績を評価しなければならない。また、リスク管理部門は、独立性を確保し、専門性ある人材を配置したうえで、市場部門に対し実効的なけん制機能を発揮すべきだ。さらに、内部監査部門は、独立性を確保し、専門性ある人材を配置したうえで、リスク変化に的確に対応した実効性ある内部監査を実施して、その結果を取締役会等に報告すべきだ。

他方、経営陣や取締役会は、有価証券運用が経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイクとなっているか、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢・内部監査態勢が構築されているかを、将来にわたる収益性や持続的な

健全性確保の観点から検証すべきだ。地域銀行が、環境変化へ機動的に対応するため、経営陣には、有価証券運用においても、市場部門やリスク管理部門とコミュニケーションを取りつつ、組織全体や将来を見据えた高度な判断が求められている。経営陣のリーダーシップが強く求められているのだ。

有価証券運用の高度化に向けて残された課題

前述のとおり、重点的なモニタリングの対象先では、総じて、相応の取り組みが進められていることを確認した。他方、地域銀行が持続的な健全性を確保するうえで、有価証券運用の中長期的方針が不明確、損失限度等の設定・管理に向けた議論の深度が不足、といった懸念事例も一部で確認した。また、総じて1線、2線、3線いずれも人材確保が十分ではないとの印象を受けた。人事ローテーションの観点から、多くの若手を関連部署に配置して長期的に育成するのが難しいという事情は理解できる。しかし、特に有価証券運用を主要業務と位置付けるのであれば、恒常的に優秀な人材を集める工夫が必要だろう。本レポートでは、こうした懸念事例のほか、参考事例についても、論点ごとに、類型化して示している。

地域銀行は、総じて充実した資本や流動性を有している。他方、地域銀行を巡る国内外の経済・金融市場の先行きは、一段と不透明感を増している。したがって、地域銀行においては、本レポートで示した懸念・参考事例も念頭に、各行の置かれた経営環境・規模・特性を踏まえつつ、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢・内部監査態勢の構築やリスクガバナンスの発揮に向けた創意工夫や高度化に一層取り組むことが必要だろう。金融庁・財務局では、モニタリングを通じて、各行の取組を後押ししていきたい。

今後のモニタリング方針

金融庁総合政策局モニタリング部門では、今後も有価証券運用のリスクテイク規模が大きい中規模以上の地域銀行に対して、監督局や財務局とも連携しながら重点的なモニタリングを継続していく方針だ。それ以外の地域銀行については、金融庁監督局や財務局が、各行の経営環境や直面している各種課題、経営資源などを踏まえ、有価証券運用を含めた経営状況全般をモニタリングしていくことになる。

もとより、地域銀行は、様々な経営課題を抱える一方で、経営資源に一定の制約がある場合が多いと思う。したがって、金融庁・財務局のモニタリングにおいては、地域銀行に画一的な対応を求めるものではないし、本レポートで示した個々の論点をチェックリストとして形式的に用いるものでもない。また、具体的なリスクの顕現化をもって直ちに態勢の不備を指摘するものでもない。モニタリングにおいては、あくまで各行を取り巻く経営環境・規模・特性を踏まえ、リスクガバナンスや運用態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢が全体として実効的に機能しているかに着目していく方針だ。

(本稿において意見に係る部分は筆者の個人的見解であり、所属組織の見解を示すものではない)